

## 北区まちづくりキャラクター「ぽっぴい」の使用に関する要綱

平成 30 年 3 月 29 日 北区長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、北区まちづくりキャラクター「ぽっぴい」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を促進することにより、区民の北区への愛着を深めるとともに、まちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ぽっぴい」とは、北区まちづくりキャラクターぽっぴいに関する全ての総称をいう。
- (2) 「ぽっぴい」の意匠とは、別図 1 に定めるデザインのほか、北区が作成及び保有するデザインをいう。
- (3) 「ぽっぴい」の着ぐるみとは、別図 2 に掲げる着ぐるみをいう。

### (権利)

第 3 条 「ぽっぴい」に関する一切の権利は北区に属し、「ぽっぴい」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

### (使用申請)

第 4 条 「ぽっぴい」は、営利、非営利を問わず第 1 条の目的に反しない範囲で使用できるものとする。

- 2 「ぽっぴい」の意匠又は着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「意匠・着ぐるみ使用申請書」（様式 1）を北区長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 「ぽっぴい」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたもの（別図 1）を使用することとする。ただし、「ぽっぴい」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用者は、「意匠変更使用申請書」（様式 2）により申請し、北区長の承認を得たうえで使用できるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、「ぽっぴい」の意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。
- 5 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等に「ぽっぴい」の意匠を使用する場合は、申請を要しない。ただし、「ぽっぴい」の色又はポーズについて、定められたものに変更を加えて使用することは、この限りではない。
- 6 北区職員が業務で「ぽっぴい」の意匠又は着ぐるみを使用する場合は、第 2 項及び

第3項ただし書の申請を要しない。

(使用の承認)

第5条 北区長は、前条第2項又は第3項ただし書の規定による申請に対し、「ぼっぴい」の意匠又は着ぐるみの使用を承認するときは、「使用承認通知書」(様式3)により使用者に通知するものとする。

2 北区長は、前項の承認に際し、条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第6条 北区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「ぼっぴい」の意匠又は着ぐるみの使用を不承認とすることができる。

- (1) 北区及び「ぼっぴい」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 北区が特定の個人、政治活動若しくは宗教活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用申請内容に虚偽の記載があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、北区長が不適切な使用と認めるとき。

2 北区長は、前項の規定により使用を不承認とするときは、「使用不承認通知書」(様式4)により、使用者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 「ぼっぴい」の意匠使用承認期間は、一の行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。この場合において、それを超えて使用しようとする場合は、当該期間の満了日までに第4条第2項又は第3項ただし書の規定による申請を行い、第5条第1項の規定による使用承認を受けなければならない。

2 「ぼっぴい」の着ぐるみの使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて7日以内とする。

(使用料)

第8条 「ぼっぴい」の意匠又は着ぐるみの使用料は、当分の間、無料とする。

(経費等の負担)

第9条 北区は、この要綱による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費等を原則負担しない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者及び着ぐるみを借り受けた者(以下「使用者等」という。)は、次の各

号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 意匠の使用に際し「北区まちづくりキャラクター「ぽっぴい」と表示し、北区のまちづくりキャラクターであることを明記すること。ただし、北区又は北区職員の使用が明らかな場合及び北区長が当該表示を不要と判断した場合は、この限りでない。
- (4) 着ぐるみを借り受けた者は、常に良好な状態で管理し、適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、可能な限り原状回復に努めなければならない。

#### (承認の取消)

第11条 北区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
  - (3) その他北区長が取り消し、又は中止させることについて適当と認めるとき。
- 2 北区長は、前項の規定により承認を取り消し、又は中止させるときは、「使用承認取消・使用中止通知書」(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認の取消、又は使用の中止の通知を受けた者(以下「被取消者」という。)は、意匠又は着ぐるみを使用してはならない。
- 4 第1項の規定による取消又は中止により被取消者に生じた損害について、北区は一切の責任を負わないものとする。

#### (使用者の責任)

第12条 北区は、意匠又は着ぐるみの使用を承認したことに起因する損失補填等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者等は、意匠又は着ぐるみの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、北区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者等は、意匠又は着ぐるみの使用に際して故意又は過失により北区に損害を与えた場合は、その損害を北区に賠償しなければならない。

#### (補則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、その都度、北区長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成31年3月5日一部改正)

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

